

## 令和6年度 保育所等の利用手続きのしおり

利用のお申込みにあたっては  
この“しおり”を よくご覧ください

### 【 も く じ 】

項 目	ページ
I 子ども・子育て支援新制度について	1
II 教育・保育給付認定について	1～2
III 保育の必要量の認定区分について	3
IV 利用調整について	4
V 利用までの流れについて	5～6
VI 利用料（利用者負担額）について	7～9
VII 状況変更等の申出について	9
○ 支給認定申請書兼利用申込書（記入例）	10～11
○ 就労証明書（記入方法）	12
○ 提出前にもう一度チェック！	13
○ 西海市保育所等施設一覧表	14

☆ お申込みに必要な各様式は、西海市ウェブサイトからダウンロードすることができます。

☆ マイナンバーカードをお持ちの方は、「ぴったりサービス」から利用手続きをすることができます。



西海市ウェブサイト ぴったりサービス

西海市子ども家庭課 子育て支援班  
〒857-2392  
西海市大瀬戸町瀬戸檜浦郷 2222 番地  
☎ 0959-37-0029（直通）

## I 子ども・子育て支援制度について

平成27年4月からスタートした子ども・子育て支援制度は、「子ども・子育て支援法」と、これに関連する法律に基づき、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていくために作られたものです。

この制度では、創設した給付制度に基づいて、保育所等（保育所、幼稚園、認定こども園、小規模保育事業所など）の利用に要した費用について、施設型給付費等を保護者に対して給付し、子ども・子育ての支援を行うことになりました。

保育所等を利用し給付を受けるためには、給付資格や年齢区分についての「教育・保育給付認定（支給認定）」を受ける必要があります。また、保育の利用については、保育の必要量（保育時間）についての認定も必要となります。

## II 教育・保育給付認定について

教育・保育給付認定については区分があり、教育を利用しようとする場合は「教育標準時間認定」、保育を利用しようとする場合は「保育認定」の認定区分となります。

また、年齢区分では、満3歳以上での教育利用は「1号認定」、保育利用は「2号認定」で、満3歳未満での保育利用は「3号認定」となっています。

### (1) 教育・保育給付認定の認定区分

年齢区分	保育の必要性	認定区分	利用できる施設
満3歳以上	なし (教育利用)	教育標準時間認定 (1号認定)	・幼稚園 ・認定こども園（幼稚園部分）
	あり (保育利用)	保育認定 (2号認定)	・保育所 ・認定こども園（保育所部分）
満3歳未満	あり (保育利用)	保育認定 (3号認定)	・保育所 ・認定こども園（保育所部分） ・小規模保育事業所



## (2) 保育認定（2号認定・3号認定）の要件及び有効期間

保育認定を受けるには、保護者のいずれもが次の事由のいずれかに該当し、家庭での保育ができないことが要件となります。また、有効期間は、施設を利用できる期間です。

	事 由	内 容	有効期間
1	就 労	月48時間以上の労働をしていること (フルタイム、パートタイム、居宅内労働など)	就労が継続している期間
2	妊娠・出産	妊娠中や出産後間もないこと	出産予定日の8週前の日が属する月の初日から出産日以後8週間後の翌日が属する月の末日までの期間
3	疾病・障がい	疾病、負傷、心身に障がいがあること	医師の判断に基づき家庭で保育ができない期間
4	介護・看護	同居や長期入院等している親族を介護や看護していること	介護や看護の必要がなくなるまでの期間
5	災害復旧	火災・風水害・震災等の復旧にあたっていること	復旧にあたっている期間
6	求職活動	求職活動を継続的に行っていること	90日間（2回の延長が可能。最大270日間）
7	就 学	学校や職業訓練校等に在学していること	卒業予定日又は終了予定日が属する月の末日までの期間
8	虐待・DV	児童虐待やDVのおそれがあること	小学校就学までの期間
9	育児休業	育児休業をする場合で、既に保育所等を利用している子がいて、継続利用が必要であること	育児休業の期間
10	産後1年間	育児休業をしない場合で、既に保育所等を利用している子がいて、継続利用が適当であると認められること	出産した子が1歳に達する月の末日まで
11	その他	認定の必要があると認められる事情があること	必要と認められる期間

### Ⅲ 保育の必要量の認定区分について

保育の必要量（保育時間）については、保育認定の事由に応じて、次のいずれかの区分に認定されます。

- ① 保育標準時間→ 1日あたり11時間まで施設を利用できます。  
(ひと月あたり平均275時間)
- ② 保育短時間 → 1日あたり8時間まで施設を利用できます。  
(ひと月あたり平均200時間)

	事 由	保育標準時間	保育短時間
1	就 労	○ 月120時間以上の 就労の場合	○ 月120時間未満の 就労の場合
2	妊娠・出産	○	
3	疾病・障がい	○	
4	介護・看護	○ 状況による	○ 状況による
5	災害復旧	○	
6	求職活動		○
7	就 学	○ 月120時間以上の 就学の場合	○ 月120時間未満の 就学の場合
8	虐待・DV	○	
9	育児休業		○
10	産後1年間		○
11	その他	○ 状況による	○ 状況による



## IV 利用調整について

保育利用にかかる施設の利用申込みを行った場合には、希望する施設の中から市が調整して利用できる施設を決定します。この利用調整にあたっては、市が定める基準をもとに「保育の必要性」の程度の高い子どもから優先的に利用できるようにします。

### <優先的な利用の事由>

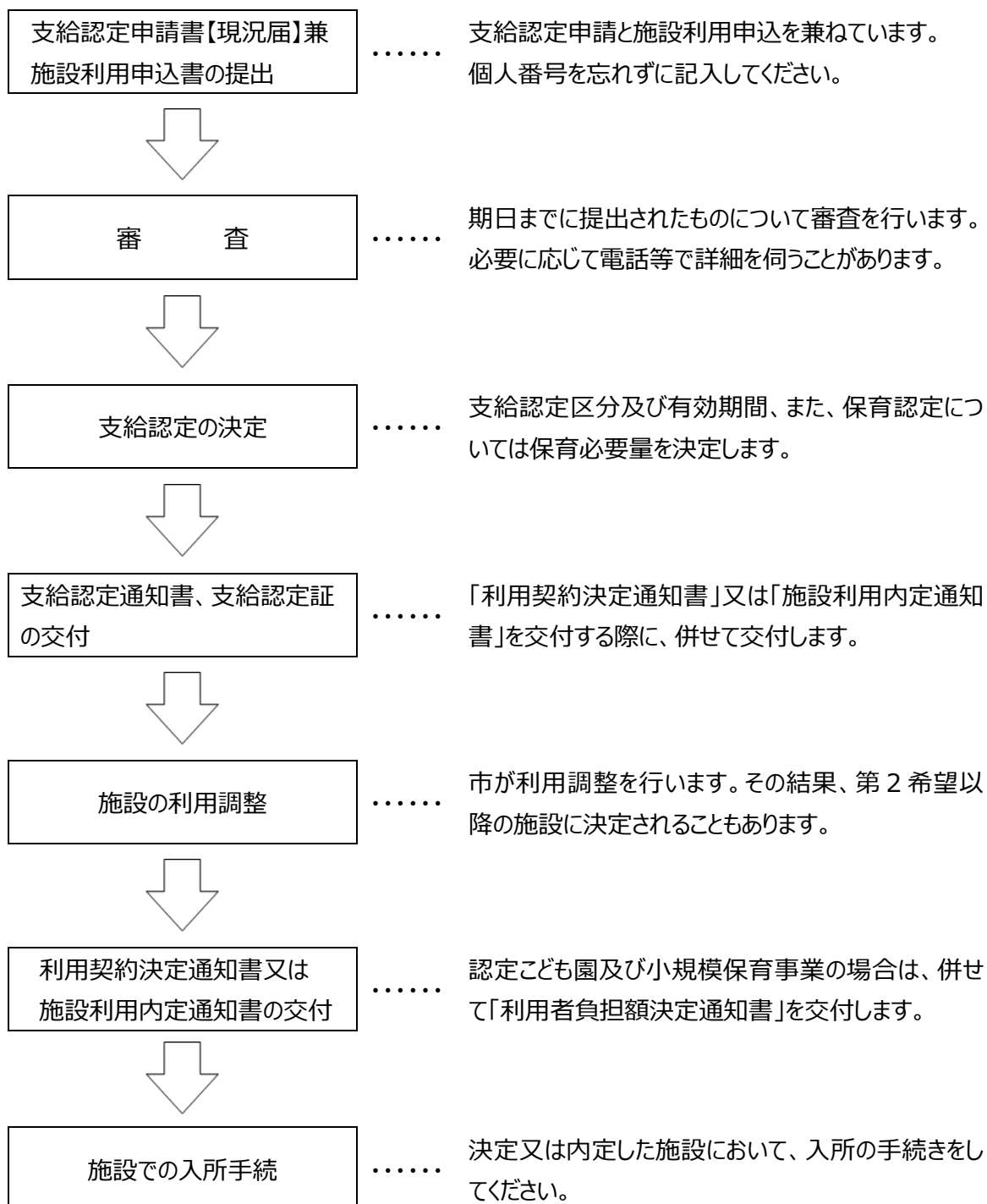
- ① ひとり親世帯
- ② 生活保護世帯
- ③ 生計中心者の失業により、就労の必要性の高い世帯
- ④ 児童虐待やDVのおそれがあるなどの社会的養護が必要な場合
- ⑤ 子どもが障がいをもつ場合
- ⑥ 保護者が育児休業後の復職等をする場合
- ⑦ 兄弟姉妹と同一の保育所等を希望する場合
- ⑧ 地域型保育事業を利用していた場合
- ⑨ 両親が不在の世帯
- ⑩ 中学生以下の子どもが3人以上の世帯
- ⑪ 65歳未満の祖父母がいない世帯
- ⑫ その他市長が認める場合

### ※ ご注意

1. 申込順ではなく、「保育の必要性」の程度の高い順に利用を決定します。
2. 利用調整によっては、第2希望以降の施設に決定されることや利用ができないことがありますので、予めご了承ください。
3. 支給認定通知書や支給認定証などは、原則として郵送でお届けします。
4. 利用施設については、保育所の場合は「利用契約決定通知書」によりお知らせします。利用施設が認定こども園及び小規模保育所事業所の場合は、各施設が利用決定を行いますので、「施設利用内定通知書」を交付します。



## V 利用までの流れについて



## (1) 支給認定申請及び施設利用申込に必要な書類

- ① 施設型給付費等支給認定申請書【現況届】兼 施設利用申込書
- ② 家庭で保育ができないことを証明する書類（保育利用のみ）
- ③ 児童の健康状況等調査票（新規申込の場合のみ）
- ④ ひとり親世帯等の該当世帯調書
- ⑤ その他（必要な場合のみ）

	事由	家庭で保育ができないことを証明する書類
1	就 労	就労証明書
2	妊娠・出産	保育実施申立書（出産） 母子健康手帳の写し（表紙、出産予定日・出産日欄）
3	疾病・障がい	診断書（保育所等入所用）
4	介護・看護	保育実施申立書（介護・看護） 介護保険被保険者証の写し など
5	災害復旧	保育実施申立書（その他）
6	求職活動	保育実施申立書（求職）、求職活動状況申立書 ハローワーク登録証の写し（有する場合）
7	就 学	保育実施申立書（就学） 在学証明書と授業時間割の写し など
8	虐待・DV	公的機関から発行された証明書 など
9	育児休業	就労証明書
10	産後1年間	保育実施申立書（出産） 母子健康手帳の写し（表紙、出産日欄）

※ 必要に応じて上記以外の書類の提出をお願いする場合があります。

※ 書類が揃っていない場合は、支給認定申請及び施設利用申込の受付ができません。  
ご提出前に必要書類に不足がないか、よくご確認ください。

※ 提出された書類に事実と異なる内容があった場合や「保育利用の必要性がない」とみなされる場合は、支給認定及び施設利用の決定（内定）をすることができません。

## (2) 提出期限及び提出先

### ① 提出期限

令和6年4月から利用希望の場合：令和5年12月28日（木）※1次締切

令和6年5月以降利用希望の場合：利用希望月の前月15日まで

※ 閉庁日の場合は直前の開庁日まで

### ② 提出先

利用希望の施設、こども家庭課、本庁市民課、各総合支所市民課

※ 市外の施設の利用を希望される場合は、こども家庭課（☎ 37-0029）へご連絡ください。

※ マイナンバーカードをお持ちの方は、「ぴったりサービス」でお手続きできます。（表紙参照）

## VI 利用料（利用者負担額）について

保育所等を利用する3歳から5歳児クラス以上の子ども（1号認定・2号認定）にかかる利用料及び市町村民税が非課税である世帯の0歳から2歳児クラスまでの子ども（3号認定）にかかる利用料が、令和元年10月から無償化され、無料になりました。

これにより、利用料が必要となるのは、原則、市町村民税課税世帯の0歳から2歳児クラスまでの子ども（3号認定）にかかる利用料だけとなっています。

なお、年度途中で満3歳になり、3号認定から2号認定になった場合でも、その年度中は無料とはならず3号認定の利用料が適用されます。翌年4月からが無償化の対象です。

### （1） 算定方法

利用料は、原則として保護者（父母等）の市町村民税所得割額の合算額をもとに算定し、毎年9月に改定を行います。

① 令和5年9月～令和6年8月分の利用料

令和5年度市町村民税所得割額（令和4年中の収入により決定）で算定

② 令和6年9月～令和7年8月分の利用料

令和6年度市町村民税所得割額（令和5年中の収入により決定）で算定

※ 保護者（父母等）の令和4年中、又は令和5年中の収入が103万円未満で、その他の扶養義務者（祖父母、曾祖父母等、兄弟等で収入が300万円以上のものに限る）と同居（世帯分離も含む）している場合は、その他の扶養義務者分も算定に含めます。

※ 新制度の幼稚園及び認定こども園、小規模保育事業所については、市が算定した基準額を上限に各施設が決定します。

### （2） 軽減制度

① 同一世帯で、2人以上の子どもが保育所等を同時に利用している場合の利用料は、2人目以降は無料。（市独自の基準。国の基準は、2人目は半額、3人目以降が無料）

② 同一世帯に保護者の監護下にある子どもが3人以上いる場合、第3子以降の子どもの利用料は、無料。（市独自の基準。国の基準は③、④と同額の所得制限あり）

③ 世帯の市町村民税所得割課税額が57,700円未満の場合の利用料は、2人目は半額。

④ ひとり親世帯で市町村民税所得割課税額が77,101円未満の場合は、2人目は無料。

※ 「ひとり親世帯」については、9ページをご覧ください。

### （3） その他

① 利用料は原則として月額です。月の途中で入所・退所した場合は、日割り計算をします。

ただし、家庭の都合や病気等で長期欠席された場合などは、日割り計算はできません。

② 利用料の納付

・保育所 → 市が施設を通じて納付書をお渡しします。納付期限内に納付して下さい。

納付期限内に納付がない場合は、督促料や延滞金が発生しますので、ご注意ください。

・幼稚園、認定こども園、小規模保育事業所

→ 施設が、直接徴収しますので、施設に納付してください。



◆ 保育利用の利用料表（参考）

【3号認定（保育認定）】 0歳から2歳児クラス

階層区分	月初日の世帯の状況		利用料月額（円）		
			保育標準時間	保育短時間	
第1階層	生活保護世帯等		0	0	
第2-1階層	市町村民税 非課税世帯	ひとり親世帯等	0	0	
第2-2階層		その他の世帯	0	0	
第3-1階層A	市町村民税 課税世帯で 世帯の所得 割課税額が 右の区分に 該当する世 帯	ひとり親世帯等で 24,000円未満	6,350	6,250	
第3-2階層A		その他の世帯で 24,000円未満	13,700	13,500	
第3-1階層B		ひとり親世帯等で 48,600円未満	7,750	7,600	
第3-2階層B		その他の世帯で 48,600円未満	16,500	16,200	
第4-1階層A		ひとり親世帯等で 77,101円未満	9,000	9,000	
第4-2階層A		その他の世帯で 77,101円未満	21,000	20,600	
第4階層B		ひとり親世帯等 その他の世帯で	97,000円未満	25,500	25,100
第5階層A			131,000円未満	31,100	30,600
第5階層B			169,000円未満	35,600	35,000
第6階層			301,000円未満	42,700	42,000
第7階層			397,000円未満	48,000	47,200
第8階層			397,000円以上	52,000	51,100

保育施設の運営には、お子様の健康と安全を守るために、人件費や給食費など多くの経費がかかっています。（3号認定の保育利用にかかる一人当たり平均額は、令和5年10月現在で約16万8千円）

より充実した質の高い保育を実施していくためには、保護者の皆さまからいただく利用料は重要な財源です。西海市では、国が定める基準より利用料を低額に設定し、経済的負担の軽減を図っていますので、期限内の納付にご協力をお願いします。

## ひとり親世帯等について

「ひとり親世帯等」とは、世帯員のうち次のいずれかに該当する方がいる世帯のことです。

- ① 生活保護法第6条第2項に規定する要保護者
- ② 母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない方で、現に児童を扶養している方
- ③ 身体障害者手帳の交付を受けている方（障がい者又は障がい児であって、施設などに入所又は入院をしていない方（以下「在宅障がい児」という。）に限る。）
- ④ 療育手帳の交付を受けている方（在宅障がい児に限る。）
- ⑤ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方（在宅障がい児に限る。）
- ⑥ 特別児童扶養手当の支給対象児童（在宅障がい児に限る。）
- ⑦ 国民年金の障害基礎年金の受給者その他適当な方（在宅障がい児に限る。）
- ⑧ その他市長が①の要保護者に準ずる程度に困窮していると認める方

## Ⅶ 状況変更等の申出について

次の場合は、利用申込中や利用中にかかわらず、利用施設、こども家庭課、本庁市民課又は各総合支所市民課へお申し出ください。（こども家庭課 ☎37-0029）

- ① 居住地等の変更の場合 …… 転出、転入、転居、連絡先（電話番号）の変更 など  
※ 転出の場合は、転出する2週間前までにお知らせください。
- ② 世帯状況が変わった場合 …… 結婚、離婚、保護者の変更、世帯構成の変更 など
- ③ 保護者及び生計中心者の課税状況が変わった場合  
…………… 修正申告をした場合 など
- ④ 家庭での保育が可能になった場合 …… 退職、病気回復 など
- ⑤ 就労状況が変わった場合 …… 就労先・就労時間・就労日数の変更、産休や育休の開始又は終了（職場復帰） など  
※ 就労状況が変わった場合は、必ず就労証明書などを再度提出してください。  
状況によっては、認定内容が変更になることがあります。
- ⑥ 2週間以上施設を欠席する場合 …… 状況により退所の手続きをお願いしています。

### 【利用施設の変更（転園）】

現在利用している施設から、他の施設に転園したい場合は、現在利用中の施設にその旨をお申し出のうえ、施設利用申込書をご提出ください。

転園希望先の施設の利用については、利用調整を行い決定することになります。

### 【利用施設の退所（退園）】

利用施設を退所する場合は、退所する月の15日までにお申し出のうえ、変更認定申請（届出）書を提出してください。なお、支給認定証は必ずご返却ください。

※ 新規の方の利用調整に影響しますので、退所する月の15日までに、必ず手続きをお願いします。

記入例

施設型給付費等支給認定申請書【現況届】兼 施設利用申込書

西海市長 殿

自署の場合、印は必要ありません

保護者氏名： 西海 太郎 印

私および私の同居親族は、裏面④記載の同意事項に同意し、次のとおり申請（申込）します。

利用施設を変更する場合は  
転園を選択してください。

申請区分		新規・転園		申請日	令和 年 月 日
申請に係る 小学校就学前 子ども	氏名	生年月日	性別	障害者手帳 等の有無	R5年度に利用していた 保育所等の名称
	(ふりがな) さいかい いちろう 西海 一郎 個人番号：345678901234	平成・令和 〇年 〇月 〇日生 ( 〇歳)	男・女 男	有・無 無	
住所	西海市大瀬戸町瀬戸樋浦郷〇番地			連 絡 先	自宅：0959-22-0000
	今年の1月1日の住所	(市内)・市外 ※市外の場合は以下を記入してください ( 都道府県 市区町村)			父携帯：090-0000-0000
	前年の1月1日の住所	(市内)・市外 ※市外の場合は以下を記入してください ( 都道府県 市区町村)			母携帯：080-0000-0000
認定者番号	※ 令和5年度に在園している等で、既に支給認定を受けている場合に記入してください。				
保育の希望の 有無(※)	有	：保護者の労働又は疾病等の理由により、保育所等において保育の利用を希望する場合（幼稚園等と併願の場合を含む）			
	無	：幼稚園等の利用を希望する場合（保育所等と併願の場合を除く）			

- ※ 「保育所等」とは、保育所、認定こども園（保育部分）、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育をいいます。
- ※ 「幼稚園等」とは、幼稚園、認定こども園（教育部分）をいいます。
- ※ 「有」を○で囲んだ場合は①～④に、「無」を○で囲んだ場合は①、②及び④に必要な事項を記入してください。

①世帯の状況 ※申請にかかる子ども本人は除く。

区分	氏名	子どもの 続柄	生年月日	性別	職業または 学校名等	障害者 手帳等 の有無	備考
保護者欄	(ふりがな) さいかい たろう 西海 太郎 個人番号：123456789012	父	昭和・平成・令和 〇年 〇月 〇日生	男・女 男	会社員	有・無 無	
	(ふりがな) さいかい はなこ 西海 花子 個人番号：234567890123	母	昭和・平成・令和 〇年 〇月 〇日生	男・女 女	会社員	有・無 無	
世帯員	(ふりがな) さいかい はなみ 西海 花美 個人番号：456789012345	姉	昭和・平成・令和 〇年 〇月 〇日生	男・女 女	〇〇認定こども園	有・無 無	
世帯員	(ふりがな) さいかい はなよ 西海 花代 個人番号：567890123456	祖母	昭和・平成・令和 〇年 〇月 〇日生	男・女 女	無職	有・無 無	
世帯員	(ふりがな) 個人番号：		昭和・平成・令和 年 月 日生	男・女		有・無	
世帯員	(ふりがな) 個人番号：					有・無	
家庭の状況		<input type="checkbox"/> ひとり親家庭・ <input checked="" type="checkbox"/> 左記以外					
生活保護の適用の有無		<input checked="" type="checkbox"/> 適用無し・ <input type="checkbox"/> 適用有り ( 年 月 日 保護開始)					

②利用を希望する期間、希望する施設（事業所）名

利用希望期間	令和6年 4月 1日から 令和7年 3月 31日まで		※ 就労開始、育休からの復職等の場合、その予定日の2週間前からならし保育が可能です。必要 な場合は、利用開始日にならし保育の開始日を記入してください。	
利用を希望する 施設（事業者）名	施設（事業者）名・希望理由			第1希望の施設が決定とならなかった場合 ※下記のいずれかに✓をしてください。
	第1希望	〇〇認定こども園	(理由) きょうだい利用しているため	<input type="checkbox"/> 第1希望の施設を利用できるまで待つ
	第2希望	〇〇保育園	(理由) 自宅に近いため	<input checked="" type="checkbox"/> 第2希望以降の施設を利用する ※こちらに✓をした場合は、左の第2・3希望施設 を必ず記入してください。
第3希望	〇〇〇こども園	(理由) 通勤経路上にあるため		

○ 「記入上の注意」をよく読んで、字は楷書ではっきりと書いてください。

③保育の利用を必要とする理由等

※保護者の労働又は疾病等の理由により保育所等において保育の利用を希望する場合に記入してください。

保育の利用を必要とする理由	続柄	必要とする理由		備考
	父	<input checked="" type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 妊娠・出産 <input type="checkbox"/> 疾病・障害 <input type="checkbox"/> 介護等 <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input type="checkbox"/> 求職活動 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> その他 ( ) (具体的な状況(勤務先、就労時間・日数等や疾病の状況など))		
	母	<input checked="" type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 妊娠・出産 <input type="checkbox"/> 疾病・障害 <input type="checkbox"/> 介護等 <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input type="checkbox"/> 求職活動 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> その他 ( ) (具体的な状況(勤務先、就労時間・日数等や疾病の状況など))		利用希望曜日に✓をつけてください 月から土の場合はすべてに✓をつけてください
希望する利用時間	希望利用曜日		希望利用時間	
	<input type="checkbox"/> 月・ <input type="checkbox"/> 火・ <input type="checkbox"/> 水・ <input type="checkbox"/> 木・ <input type="checkbox"/> 金・ <input type="checkbox"/> 土 <input checked="" type="checkbox"/> すべて		時 分から 時 分まで	
希望する保育必要量	<input checked="" type="checkbox"/> 保育標準時間(8時間以上11時間未満) ・ <input type="checkbox"/> 保育短時間(8時間未満)			
④申請にあたっての同意事項				
申請する子ども、申請書に記名した保護者および同居者は、教育・保				
本件申請に関する決定に関し必要と認められる場合において、下記の事項につき市が情報を閲覧し、または関係部局に照会すること。その情報に基づき決定した利用者負担額等について特定教育・保育施設等に対して提示すること。利用施設の決定(内定)後において、当該施設に対して保護者の連絡先を提供することに同意します。				
月の就労時間がおおむね120時間以上の場合、保育標準時間で認定します。ただし、通勤時間や勤務形態によっては、120時間以下でも標準時間の認定とすることもあります。				
1. 住民票に関すること(氏名、性別、生年月日、続柄、住民となった事由・年月日、住民でなくなった事由・年月日等) 2. 市民税に関すること(市民税の額をはじめ、利用者負担額の決定に必要な情報) 3. 各種障害者手帳等に関すること(各種手帳の交付情報 ※必要と認められる場合のみ) 4. 生活保護等に関すること(生活保護等に関する支援給付情報 ※必要と認められる場合のみ) 5. 児童扶養手当に関すること(児童扶養手当受給者資格情報 ※必要と認められる場合のみ) 6. 児童手当に関すること(児童手当受給者資格情報 ※必要と認められる場合のみ)				

※以下の余白は、添付資料についての記載等、ご自由にご記入ください。

\*市町村記載欄

受付年月日	年 月 日
認定の可否	認定者番号 認定区分等
可・否 (否とする理由)	年 月 日 認定
支給(入所)の可否	支給認定期間 契約期間
可・否 (否とする理由)	
<input type="checkbox"/> 施設型 <input type="checkbox"/> 地域型 <input type="checkbox"/> 特例施設型 <input type="checkbox"/> 特例地域型	
入所施設(事業者)名 前年度 利用施設名	
<input type="checkbox"/> 認定こども園( <input type="checkbox"/> 連 <input type="checkbox"/> 幼( <input type="checkbox"/> 幼 <input type="checkbox"/> 保 ) <input type="checkbox"/> 保( <input type="checkbox"/> 保 <input type="checkbox"/> 幼 ) <input type="checkbox"/> 地( <input type="checkbox"/> 幼 <input type="checkbox"/> 保 ) <input type="checkbox"/> 幼稚園 <input type="checkbox"/> 保育所 <input type="checkbox"/> 地域型( <input type="checkbox"/> 小 <input type="checkbox"/> 家 <input type="checkbox"/> 居 <input type="checkbox"/> 事 ) <input type="checkbox"/> 第一希望施設と同施設	
備考	

\*施設記載欄(施設(事業者)を経由して市町村に提出する場合)

受付年月日	年 月 日
施設(事業者)名	( 事業所番号: )
担当者氏名 連絡先	(担当者) (連絡先)
利用契約(内定)の有無	有(契約・内定( 年 月 日契約(内定)))・無
備考	

# 就労証明書

保護者氏名 宛

## 記入方法

証明日 西暦 年 月 日  
 事業所名  
 代表者名 個人事業主の場合、その事業主が記入してください。  
 所在地  
 電話番号 — —  
 担当者名  
 記載者連絡先 — —

下記の内容について、事実であることを証明いたします。

※本証明書の内容について、就労先事業者等に無断で作成し又は変更を行ったときは、刑法上の罪に問われる場合があります。

No.	項目	記載欄
1	業種	No.1: 該当の業種を選択してください。あてはまるものがない場合は、その他を選択し具体的に記入してください。 <input type="checkbox"/> 教育・学習支援業 <input type="checkbox"/> 複合サービス事業 <input type="checkbox"/> 公務 <input type="checkbox"/> その他( )
2	フリガナ 本人氏名	No.2: 申請保護者について記入してください。 ※保護者それぞれに提出してください。 生年 月 日 年 月 日
3	雇用(予定)期間等	<input type="checkbox"/> 無期 <input type="checkbox"/> 有期 期間 (無期の場合は雇用開始日のみ) 年 月 日 ~ 年 月 日
4	本人就労先事業所	名称 住所
5	雇用の形態	<input type="checkbox"/> 正社員 <input type="checkbox"/> 非常勤・臨時職員 <input type="checkbox"/> 役員 <input type="checkbox"/> 自営業主 <input type="checkbox"/> その他( ) No.5: 該当の項目を選択してください。あてはまるものがない場合は、その他選択し具体的に記入してください。
6	就労時間 (固定就労の場合)	月 火 水 木 金 土 日 祝日 合計 月間 時間 分 (うち休憩時間 分) 一月当たりの就労日数 月間 平日 時 分 ~ 時 分 土曜 時 分 ~ 時 分 日祝 時 分 ~ 時 分 No.6: すべての項目について記入してください。曜日ごとの勤務時間については、該当がなものは空欄で構いません。
	就労時間 (変則就労の場合)	合計時間 <input type="checkbox"/> 月間 <input type="checkbox"/> 週間 時間 分 (うち休憩時間 分) 就労日数 <input type="checkbox"/> 月間 <input type="checkbox"/> 週間 日 主な就労時間帯・シフト時間帯 時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分)
7	就労実績 ※日数に有給休暇を含み、時間数に休憩・残業時間を含む	年月 年 N07: 直近の3か月の勤務実績について記入ください。 年月 年 月 日/月 時間/月 日/月 時間/月 日/月 時間/月
8	産前・産後休業の取得 ※取得予定を含む	<input type="checkbox"/> 取得予定 <input type="checkbox"/> 取得中 期間 年 月 日 ~ 年 月 日
9	育児休業の取得 ※取得予定を含む	<input type="checkbox"/> 取得予定 <input type="checkbox"/> 取得中 <input type="checkbox"/> 取得済み 期間 年 月 日 ~ 年 月 日
10	産休・育休以外の休業の取得	<input type="checkbox"/> 取得予定 <input type="checkbox"/> 取得中 <input type="checkbox"/> 取得済み 理由 期間 年 月 日 ~ 年 月 日
11	復職(予定)年月日	<input type="checkbox"/> 復職予定 <input type="checkbox"/> 復職済み 年 月 日
12	育児のための短時間勤務制度利用有無 ※取得予定を含む	<input type="checkbox"/> 取得予定 <input type="checkbox"/> 取得中 期間 年 月 日 ~ 年 月 日 主な就労時間帯・シフト時間帯 時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分)
13	保育士等としての勤務実	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 有(予定) <input type="checkbox"/> 無
14	備考欄	新規就労の場合でならし保育を希望するときは、就労開始日を記入してください。

## 提出前にもう一度チェック！

### 《新規・継続共通》

- 保護者氏名の記入と押印をしましたか（自署の場合は、印の必要はありません）
  - 世帯員（申請にかかる子どもを除く全員）の氏名と、子どもとの続柄を記入しましたか
  - 保護者及び世帯員の職業、学校名等を記入しましたか
  - 利用希望期間と、利用を希望する施設名を記入しましたか
  - ◆ ひとり親世帯等に該当する場合
    - 調書の該当するに✓をつけましたか
    - “ひとり親世帯等の該当世帯調書”に該当する方の氏名と該当項目の番号を記入しましたか
    - 児童扶養手当（全額支給停止者も含む）の認定を受けていない方は、戸籍謄本（未婚・離婚日及び親権者がわかる書類）を添付しましたか
    - 遺族年金、障害基礎年金を受給している方が世帯にいる場合、年金証書又は振込通知書等の写しを添付しましたか
  - ◆ ひとり親世帯等に該当しない場合
    - 調書の該当しないに✓をつけましたか
  - ◆ 1号認定以外の方は、以下についてもご確認ください。
    - “就労証明書”など、家庭で保育ができないことを証明する書類は揃っていますか
    - “就労証明書”に、1週間当たりの就労時間または、1か月当たりの就労時間が記入されていますか
- 父： ある・ ない      母： ある・ ない

### 《新規の場合のみ》

- 申請書に保護者及び世帯員全員の個人番号を記入しましたか  
個人番号の確認と本人確認のため、申請書提出の際に下記の①と②をご提示ください。
  - ① 保護者及び世帯員全員の個人番号が確認できる書類
  - ② 提出者本人の顔写真付の身分証明書（運転免許証等）
    - ※ 西海市に住所がある方は、“個人番号確認同意書”をご提出いただくことで、個人番号の記入と確認書類（上記①、②）の提示を省略することができます。
    - ※ 保護者（父又は母）の住所が西海市外である場合、市外に住所がある方の個人番号を記入し、その方の“個人番号が確認できる書類”と上記②を必ずご提示ください。
- “児童の健康状況等調査票”を記入していますか。

### ※ ご注意

申請書の記載内容に不足や誤りがある場合や必要とする添付書類がすべて揃わない場合は、申請書の受付ができません。

最終的な受付が3月末日近くになった場合、4月1日からの利用ができなくなることがあります。

【西海市保育所等施設一覧表】 令和5年12月1日 現在

地区	名称	電話番号	保育認定の保育時間		認定区分	利用定員	保育サービス			
			保育標準時間	保育短時間			延長保育	一時預かり	休日保育	病児保育
西彼	こむかえこども園	28-0130	7:00～18:00	9:00～17:00	1号 2号・3号	10 90	夕	○	○	○
	天真幼稚園	28-1156	7:30～18:30	9:00～16:00	1号 2号	10 80	朝・夕			
	西彼保育園	28-0057	7:30～18:30	8:00～16:00	2号・3号	60	朝・夕	☆		
	亀岳保育園	27-0112	7:00～18:00	8:00～16:00	2号・3号	80	夕			
	なかやま認定こども園	27-0168	7:00～18:00	8:30～16:30	1号 2号・3号	10 50	夕		○	
	西彼中央幼稚園	27-1092	-	-	1号	25				
西海	横瀬保育所	32-0200	7:30～18:30	8:30～16:30	2号・3号	50	朝・夕	☆		
	たんぼぼ保育園 (休園中)	32-0222	-	-	-	-	-	-	-	-
	瀬川こども園	32-1140	7:00～18:00	8:30～16:30	1号 2号・3号	15 110	夕	☆		○
	樹心保育園	32-2184	7:30～18:30	8:30～16:30	2号・3号	20	夕	☆		
	はすの実保育園	32-9416	7:30～18:30	8:30～16:30	2号・3号	40	朝・夕	○		○
	西海保育園	33-2062	7:30～18:30	8:30～16:30	2号・3号	40	夕	☆	○	
大島	大島こども園	37-0241	7:15～18:15	8:30～16:30	1号 2号・3号	25 60		○		
	まさご保育園	34-4700	7:15～18:15	8:30～16:30	2号・3号	60		☆		
大瀬戸	遊林保育園	22-0400	7:00～18:00	8:30～16:30	1号 2号・3号	9 50	夕	☆		
	淳心保育園	22-9108	7:00～18:00	8:30～16:30	2号・3号	40	夕	☆		
	瀬戸保育園	22-0626	7:30～18:30	8:30～16:30	2号・3号	20	朝・夕	☆		
	多以良保育園	22-0349	7:00～18:00	8:30～16:30	2号・3号	30	夕	☆		
	松島保育園	23-3482	7:30～18:30	8:30～16:30	2号・3号	10		☆		

※ 子どもの受入の対象年齢（月齢）や保育サービス、その他については、各施設へお尋ねください。

※ 保育時間、利用定員、保育サービスについては、変更になる場合があります。